

定 款

株式会社 LUMBER ONE

2022年3月16日 改定

株式会社LUMBER ONE 定款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当会社は、株式会社LUMBER ONEと称し、英文ではLUMBER ONE INC.と称する。

第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 土地の造成及び地域開発並びにこれらに関する調査、企画、設計及び監理
2. 土地の開発造成・住宅等建物の建築工事の企画、設計、施工、監理及び緑化事業
3. 不動産の売買、賃貸借及びその仲介、管理運用
4. 都市開発・地域開発・宅地造成などの事業に関するコンサルティング業務
5. 国内外の会社の株式所有並びに事業活動の支配、管理、指導及び育成
6. 会社経営上必要と認める他会社の株式所有並に前項の目的を達成するため必要又は有利な事業への投資及び金銭貸付
7. 損害保険代理業務及び生命保険募集業務
8. 前各号に附帯する一切の業務

② 当会社は前各項に附帯する又は関連する一切の事業をなすことができる。

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都立川市に置く。

第4条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。

② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、8,000,000株とする。

第6条 (自己株式の取得)

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第7条 (単元株式数)

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第8条 (単元未満株主の権利制限)

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約券の割当てを受ける権利

第9条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱事務所は、取締役会の決議によって選定する。
当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、
- ③ 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取り扱わない。

第10条 (株式取扱規程)

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第12条 (基準日)

当会社は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、

一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

第13条 (招集)

定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第14条 (招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (株主総会議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第18条 (取締役会の設置)

当会社は取締役会を置く。

第 19 条 (取締役の員数)

当会社の取締役は、10名以内とする。

第 20 条 (取締役の選任)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 21 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条 (代表取締役及び役付取締役)

当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 23 条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 24 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 25 条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 26 条 (取締役会の決議の省略)

当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意

したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 27 条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 28 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条 (取締役の責任免除)

当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 31 条 (監査役及び監査役会の設置)

当会社は監査役及び監査役会を置く。

第 32 条 (監査役の員数)

当会社の監査役は、5 名以内とする。

第 33 条 (監査役の選任)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第34条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第35条 (常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第36条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第37条 (監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、監査役の過半数が出席し、出席した監査役の過半数をもって行う。

第38条 (監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第39条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第40条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第41条 (監査役の責任免除)

当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第 42 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとする。

第 43 条 (期末配当金)

当会社は、株主総会の決議によって、毎年 7 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

第 44 条 (中間配当金)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 1 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。

第 45 条 (期末配当金等の除斥期間)

期末配当金等が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- ② 未払いの期末配当金等には利息をつけない。

- (附則)
- 新定款第 11 条への変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
 - 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、従前の定款の開示方法がなお効力を有する。
 - 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。